2020年度事業報告　附属明細書

2021年度（令和3年度）事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

2022年（令和4年）4月
一般社団法人 日本ペンクラブ